住　宅　用　家　屋　証　明　申　請　書

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（a）　新築されたもの

（b）　建築後使用されたことのないもの

（イ）第４１条　　特定認定長期優良住宅

　 　（c）　新築されたもの

租税特別措置法施行令　 　　　　（d）　建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（e）　新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（f）　建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　　　（a）　第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされ

た家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　　　　　（b）　（a）以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

　　年　　月　　日

綾　部　市　長　様

住　 所

申請者または代理人

（窓口に来られる方）

氏　 名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　者 | 住　所 | 　 |
|
| 氏　名 | 　 |
| 所在地 | 綾部市　　　　　　　　　　 |
| 建築年月日 | 令和　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 取得年月日 | 令和　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 移転登記の取得原因（移転登記の場合のみ記入） | １．売　買　　　　　　２．競　落 |
| 申請者の居住 | １．入居済　　　　　２．入居予定 |
| 床面積 | ㎡　　 |
| 構造 | 　 |
| 区分建物の耐火性能 | １．耐火または準耐火　　　２．低層集合住宅 |
| 工事費用の総額（（ロ）(a)の場合に記入） | 円　　 |
| 売買価格（（ロ）(a)の場合に記入） | 円　　 |

住　宅　用　家　屋　証　明　書

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（a）　新築されたもの

（b）　建築後使用されたことのないもの

（イ）第４１条　　特定認定長期優良住宅

　 　（c）　新築されたもの

租税特別措置法施行令　 　　　　（d）　建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（e）　新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（f）　建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　　　（a）　第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされ

た家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　　　　　（b）　（a）以外

の規定に基づき、下記の家屋　　　令和　　年　　月　　日 （ハ）新築　がこの規定に

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （ニ）取得

該当するものである旨を証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  申 請 者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 家屋の所在地 | 綾部市 |
| 取　得　原　因（移転登記の場合のみ記入） | １．売　　買　　　　　　　　２．競　　落 |

　　年　　月　　日

綾　部　市　長　　　　山　崎　善　也

住宅用家屋証明書の申請について

　住宅用家屋証明申請書の租税特別措置法施行令欄において、該当する項目を選択し、申請者や所在地等の必要事項を記入のうえ申請してください。

　申請書と合わせて証明書についても同様に必要事項を記入のうえ提出してください。

　申請にあたり、下記の中から必要となる書類を添付してください。なお、添付される書類は写し（コピー）でも構いません。

**租税特別措置法施行令第４１条関係の添付書類**

○新築されたもの

①下記書類のうち１点

・建築確認済証及び検査済証

・登記事項証明書（全部事項証明書）

・登記済証

・登記情報提供サービス（発行年月日・照会番号）

・登記完了証（電子申請、申請情報あり）

・登記完了証（申請情報なし）及び登記申請書（又は受領証）

②下記書類のうち１点

・住民票

・入居予定を記載した申立書

③建物平面図（各階の間取りがわかるもの）

④特定認定長期優良住宅の場合は、認定通知書

⑤認定低炭素住宅の場合は、認定通知書

⑥区分所有建物の場合は、「耐火構造又は準耐火構造であることが分かる書類」又は「低層集合住宅に該当する旨の認定書」

○建築後使用されたことのないもの

①から⑥までの書類

⑦取得年月日を確認できる書類１点

・売買契約書

・売渡証書

・登記原因証明情報

・その他取得年月日が分かる書類

⑧未使用のものであることを証する書類

**租税特別措置法施行令第４２条第１項関係の添付書類**

○特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

①下記書類のうち１点

　・登記事項証明書（全部事項証明書）

　・登記情報提供サービス（発行年月日・照会番号）

②下記書類のうち１点

・住民票

・入居予定を記載した申立書

③取得年月日を確認できる書類１点

・売買契約書

・売渡証書

・登記原因証明情報

・その他取得年月日が分かる書類

④区分所有建物の場合は、「耐火構造又は準耐火構造であることが分かる書類」

⑤築後２５年（耐火建築物以外は２０年）を超えている場合は、下記書類のうち１点

　・耐震基準適合証明書

　・住宅性能評価書

　・保険付保証明書

⑥建物の売買価格及び売主が宅地建物取引業者であることがわかる書類１点

　・売買契約書

　・売渡証書

　・登記原因証明情報

⑦増改築等工事証明書

⑧給水管等の改修工事を行った場合、保険付保証明書

○上記以外のもの

①から⑤までの書類